

公共法人等に係る法人県民税均等割の減免対象 及び減免の手続きについて

1. 減免対象

法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるもののうち、以下のもの。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人で資本の金額又は出資金額を、福岡県が全額若しくは一部を出資しているもの又は国若しくは他の地方公共団体が全額出資しているもの
(例) 福岡北九州高速道路公社、福岡県土地開発公社、福岡県住宅供給公社
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁による団体で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの

（※1）均等割額の算定期間（前年4月1日から3月31日までの期間）

（※2）法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条、法人税法基本通達第15章第1節に規定する収益事業をいう。

2. 減免の手続

法人県民税の減免の手続きは、福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号（以下「施行規則」という。））第15条第1項の規定に基づく「県税減免申請書（施行規則第22号様式その5）」により行うものであること。

「県税減免申請書」の提出期限は、「県民税の均等割申告書（地方税法施行規則第11号様式）」の提出期限（**4月30日**（当日が土・日・祝日の場合はその翌日））と同じとし、減免の事由を証明する書類（決算書及び定款又は寄付行為等）を添付し、「県民税の均等割申告書」と併せて提出すること。

具体的な手続きについては、所管の県税事務所へお尋ねください。

～収益事業を行っている場合は、減免対象となりませんのでご注意ください。～